

# 江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例

昭和六十二年三月二十五日条例第十号

## 改正

平成一六年一〇月条例第二六号

平成二四年 七月一〇日条例第三八号

平成二五年一二月二〇日条例第四六号

# 江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例

## 目次

第一章 総則（第一条 第九条）

第二章 自転車等の放置防止（第十条 第十六条）

第三章 区立自転車駐車場の利用等（第十七条 第二十四条）

## 付則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この条例は、公共の場所における自転車等の駐車秩序を確立することにより、自転車等の放置による生活環境の悪化を防止し、もつて区民の安全で快適なまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公共の場所 道路、駅前広場その他の公共の用に供する場所で自転車駐車場以外の場所をいう。
- 二 自転車等 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車及び同項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 三 自転車駐車場 一定の区画を限つて自転車等を駐車させる施設をいう。
- 四 放置 自転車等から利用者が離れ、直ちにこれを移動させることができない状態にあることをいう。

#### （区の責務）

第三条 区は、第一条の目的を達成するため、自転車駐車場の整備及び自転車等の駐車秩序の確保その他必要な施策の実施に努めなければならない。

#### （区民の責務）

第四条 区民は、自転車等の安全で秩序ある利用に関する意識を高め、良好な生活環境の確保に努めるとともに、区の実施する自転車等の駐車秩序に関する施策に協力しなければならない。

(鉄道事業者の責務)

第五条 鉄道事業者は、その利用者のために自ら自転車駐車場の設置に努めなければならない。

2 鉄道事業者は、区が自転車駐車場を設置しようとするときは、用地の提供に努めるとともに、区の施策に協力しなければならない。

(施設の設置者等の責務)

第六条 公共施設、商業施設、娯楽施設等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設を設置し、又は管理する者は、当該施設の利用者のために自ら自転車駐車場の設置に努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

(自転車小売業者の責務)

第七条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車の買主に対し、住所及び氏名又は名称を明記すること並びに防犯登録を受けることの勧奨に努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

(自転車等利用者及び所有者の責務)

第八条 自転車等の利用者は、公共の場所において、自転車等を放置することのないように努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

2 自転車の所有者は、当該自転車に住所及び氏名又は名称を明記するとともに、防犯登録を受けるように努めなければならない。

(自転車等の利用の自粛)

第九条 駅周辺の居住者等は、通勤、通学等のために、当該駅への交通の手段として、自転車等を利用することを自粛するように努めなければならない。

## 第二章 自転車等の放置防止

(放置禁止区域の指定等)

第十条 区長は、第一条の目的を達成するため、放置された自転車等が大量に集積され、又はそのおそれのある公共の場所について必要があると認めるときは、当該地域を放置禁止区域(以下「禁止区域」という。)として、指定することができる。

2 区長は、前項の禁止区域を指定したときは、江戸川区規則(以下「規則」という。)で定める事項を告示しなければならない。

3 区長は、第一項の禁止区域を指定したときは、自転車等の利用者に対して禁止区域を周知する

とともに、当該区域内に自転車等を放置することのないよう指導するものとする。

4 前二項の規定は、禁止区域を変更し、又は解除する場合について準用する。

(自転車等の放置禁止)

第十一条 自転車等の利用者は、禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

(禁止区域内の放置自転車等の措置)

第十二条 区長は、前条の規定に違反して、禁止区域内に自転車等が放置されているときは、当該自転車等を撤去することができる。

(禁止区域外の放置自転車等の措置)

第十三条 区長は、禁止区域外の公共の場所において、自転車等の放置により良好な生活環境が著しく阻害されていると認めるときは、自転車等の利用者に対し、放置することのないよう指導するものとする。

2 区長は、前項に規定する措置を講じてもなお自転車等が放置されているときは、あらかじめ撤去する旨を警告した後、当該自転車等を撤去することができる。

(緊急時における放置自転車等に対する措置)

第十四条 区長は、前条の規定にかかわらず、自転車等の放置が歩行者等の通行又は安全を著しく阻害し、又は消防、救急等の緊急活動の障害となる場合で、急を要すると認められるときは、直ちに当該自転車等を撤去することができる。

(撤去した自転車等に対する措置)

第十五条 区長は、第十二条、第十三条第二項及び前条の規定により自転車等を撤去したときは、撤去した旨及び保管場所を現場に表示するとともに、当該自転車等を保管しなければならない。ただし、明らかに自転車等の機能を喪失していると認められ、かつ、所有者を確認できないものについては、直ちに処分することができる。

2 区長は、前項本文及び第二十二條の規定により自転車等を保管したときは、所有者を確認できるものについては、当該所有者に対し、速やかに引き取るよう通知しなければならない。この場合においては、第四項の規定により処分する旨を併せて通知するものとする。

3 区長は、保管した自転車等で所有者を確認できないものについては、撤去及び保管した旨、返還方法、次項の規定により処分する旨その他規則で定める事項を告示しなければならない。

4 区長は、第二項の規定による通知又は前項の規定による告示のときから相当の期間を経過してもなお所有者の引取りのない自転車等については、これを処分することができる。

(費用の徴収)

第十六条 区長は、第十二条、第十三条第二項、第十四条及び第二十二条の規定により自転車等を撤去又は移送したときは、これに要した費用を当該自転車等の所有者から徴収する。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、これを免除することができる。

2 前項の規定に基づき徴収する費用の額は、別表第一のとおりとする。

一部改正〔平成二四年条例三八号〕

### 第三章 区立自転車駐車場の利用等

(自転車駐車場の利用登録)

第十七条 区が設置し、管理する区立自転車駐車場のうち特に区長が指定した自転車駐車場(以下「指定自転車駐車場」という。)を利用しようとする者は、規則で定めるところによりあらかじめ利用登録を受けなければならない。

2 前項の利用登録を受けることができる者及びその利用登録の有効期間は、規則で定める。

3 区長は、指定自転車駐車場の効果的な利用調整を図るため、必要がある場合は、利用制限をすることができる。

(登録手数料)

第十八条 前条第一項の利用登録を受けた者(以下「利用登録者」という。)は、別表第二に定める登録手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、特別の理由があると認めるときは、登録手数料を減額し、又は免除することができる。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用登録の取消し)

第十九条 区長は、利用登録者が次の各号の一に該当すると認めるときは、その利用登録を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により利用登録を受けたとき。
- 二 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 三 前二号に定めるもののほか、区長の指示に従わないとき。

(指定自転車駐車場の不正利用に対する措置)

第二十条 区長は、指定自転車駐車場内に次の各号の一に該当する自転車等があるときは、当該自転車等を撤去することができる。

- 一 利用登録を受けずに駐車してある自転車等

- 二 利用登録期間を過ぎて駐車してある自転車等
- 三 利用登録を取り消された後も駐車してある自転車等

2 第十五条及び第十六条の規定は、前項の規定により撤去した場合について準用する。

(禁止行為)

第二十一条 区立自転車駐車場内では、何人も次の各号に定める行為をしてはならない。

- 一 施設又は付属設備を毀損し、又は汚損すること。
- 二 他の自転車等の駐車を妨げること。
- 三 指定された場所以外に自転車等を駐車すること。
- 四 自転車等を長期間放置すること。
- 五 発火、引火若しくは爆発のおそれのある物又は悪臭を発する物を持ち込むこと。
- 六 みだりに火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てること。
- 七 広告物を設置し、又はチラシを配布すること。
- 八 前各号に定めるもののほか、区長が管理上支障があると認めること。

一部改正〔平成二四年条例三八号〕

(自転車駐車場内放置自転車等の措置)

第二十二条 区立自転車駐車場内に駐車してある自転車等で十五日以上利用されていないものについては、警告のうえ保管場所に移送することができる。

一部改正〔平成一六年条例二六号〕

(損害賠償の義務)

第二十三条 区立自転車駐車場の施設又は付属設備を毀損し、又は滅失させた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成二四年条例三八号〕

(委任)

第二十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和六十二年九月一日から施行する。

付 則(平成一六年一〇月二五日条例第二六号)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

付 則(平成二四年七月一〇日条例第三八号)

この条例は、平成二十四年八月一日から施行する。

付 則（平成二五年一二月二〇日条例第四六号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例別表第一の規定は、施行日以後に撤去又は移送したものについて適用し、同日前に撤去又は移送したものについては、なお従前の例による。

別表第一（第十六条関係）

自転車	三、〇〇〇円
原動機付自転車	三、五〇〇円

一部改正〔平成二五年条例四六号〕

別表第二（第十八条関係）

自転車	二、〇〇〇円
原動機付自転車	三、〇〇〇円